

令和3年第3回安城市議会定例会

議案書

(令和3年9月27日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
報 告 第 1 6 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1
報 告 第 1 7 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	3
同 意 第 5 号	教育委員会委員の任命について【説明書参照】	5

報告第16号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月27日提出

安城市長 神谷 学

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が起こした交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金 384,659 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和3年7月25日 午後1時10分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市安城町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内の安城市民ギャラリー駐車場において、駐車場内の通路に隣接する車庫内の公用車が、後ろ向きに出庫した際、通路を隔てた駐車区画に駐車中の相手方車両に接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 車体右後部の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和3年9月8日専決

安城市長 神 谷 学

報告第17号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月27日提出

安城市長 神谷 学

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金35,300円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和3年3月13日 午後2時55分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市桜町地内 |
| (3) 経過 | 上記地内の安城市文化センターホールの出入口において、相手方が内扉を閉めるために床の固定装置を解除したところ、当該内扉が閉まり始め、床付近までの長さのある取っ手の先端部分に相手方が左足を引っ掛けたもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左足首の後ろからかかとにかけての切り傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和3年9月9日専決

安城市長 神谷 学

同意第5号

教育委員会委員の任命について

令和3年9月30日をもって教育委員会委員伊奈希が任期満了となるので、後任として次の者を任命したい。

上記地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和3年9月27日提出

安城市長 神谷 学

記

安城市 町 番地

中 村 沙 織

昭和 年 日生